

令和 6 年 6 月 4 日
長 崎 県

「九州・長崎特定複合観光施設区域整備計画」 について（参考資料）

- ①「九州・長崎特定複合観光施設区域整備計画」について（報告）
長崎県ホームページ：
<https://www.pref.nagasaki.jp/bunrui/kanko-kyoiku-bunka/kanko-bussan/kyushu-nagasaki-ir/nagasaki-ir-houkoku/>
- ②九州・長崎特定複合観光施設区域整備計画
長崎県ホームページ：
<https://www.pref.nagasaki.jp/shared/uploads/2023/07/1690339206.pdf>
- ③「九州・長崎特定複合観光施設区域整備計画」に関する特定複合観光施設区域整備計画審査委員会の見解（令和 5 年 1 2 月 2 2 日）
観光庁ホームページ：
<https://www.mlit.go.jp/kankocho/content/810000788.pdf>
- ④九州・長崎特定複合観光施設区域整備計画について（令和 5 年 12 月 27 日）
観光庁ホームページ：
<https://www.mlit.go.jp/kankocho/content/810000790.pdf>
- ⑤美原融氏（特定非営利活動法人ゲーミング法制協議会・理事長）による考察
別添のとおり ※令和 6 年 2 月時点で公開されている資料に基づき、個人の見解として取りまとめられたものをご寄稿いただきました。
- ⑥木曾崇氏（株式会社国際カジノ研究所・所長）による考察
別添のとおり ※令和 6 年 2 月時点で公開されている資料に基づき、個人の見解として取りまとめられたものを引用させていただきました。
引用元：<https://twitter.com/takashikiso/status/1764893652919415049>

長崎県 IR 不認定に関する総括

特定非営利活動法人ゲーミング法制協議会

理事長 美原 融

長崎県が令和 4 年 4 月 26 日に国土交通省に提出した特定複合観光施設区域整備案は、令和 5 年 12 月 27 日に不認定とされ、長年に亘り関係者が努力を傾注した IR 誘致計画は頓挫することになった。この計画は長期に亘る精緻な検討を続けてきた事案で、内容も取られた手続きも経緯もかなり複雑で、一般的に理解することが難しい側面もある。一体何が問題であったのか、第三者の観点から以下意見してみたい。

- 国の枠組み、IR 制度、申請・認定上の課題：

国の基本方針に則り自治体の実施方針を定め、まず公募により事業者を選定し、事業者と協同し、国に計画を申請、国の認定を受け実施できるという制度的枠組は他国には無い日本独自の制度になる。海外識者等からは、複雑で時間がかかりすぎる、認定をする主体と規制をする主体を別とせず同一主体が担い、時間と手順を管理しながら進めるべきであったという意見もある。確かに本来 IR は法律的には自治事務で主宰する都道府県等が開発に関わる裁量権を保持してもよいのだが制度的にはそうはなっていない。刑法上の違法性阻却を認めるためには、都道府県等によりしっかりとした案件形成、地域合意形成がなされ、信頼おける提案をした事業者を選定し、地についた安定的な区域整備計画が立案され、実践されるべきで失敗は許されないとするのが国の考え方になる。このために国が一定の関与を担い、計画の認定やその実践の監視・監督等に関わるという仕組みになっている。これは都道府県等にとり、もともとかなりハードルの高い制度的枠組みであり、結果的に案件形成に時間と費用をかけざるを得ない仕組みであることを示唆している。都道府県等の意思、意欲、努力、判断のみでは案件は実現できないという制約がここにある。

- 国の施設要件・認定要件のハードルの高さ、公募手順・事業者選定・競争環境等：

国の基本方針・政令による施設要件（規模・機能等）はこのハードルを更に高くすることになった。都道府県等にとっての大きな課題は、規模要件や条件が予想以上に過剰で、果たして全ての都道府県等に公平な前提といえるかが疑問視された点にある。世界でも一流となるホテルや会議場、エンターテインメント施設を必置とすることは当然だが、大規模展示場は全ての地域に合理的な施設になるとは限らない。IR は地域の観光特性や地域事情をも加味した上で、施設の構成や機能を考慮することが本来適切かつあるべきアプローチともいえ、施設の規模さえ大きければよいという政令の考えは地方観光都市にとり過剰な投資義務を課すことになってしまう。この事実が公募参加者を結果的に制限してしまったという結果をもたらした。公募等に関わる行政手順としては適切な対応がなされたと思う

が、最終的な応札・審査対象者が限定されたことは、行政にとり不利な状況を招き、政策的選択肢を制約することになったことは間違いない。勿論、公募途上でコロナ禍が生じ、移動や交流が制限された状況は、実質的に公・民による事業開発に大きな遅延・阻害要因をもたらしたと共に、観光エンタメ産業の世界的な一時的停滞により、一部事業者の投資意欲が停滞したことも競争環境を劣化させる要因になったことも事実であろう。尚、民資金・民リスクによる民提案の事業投資案件は評価がしづらい側面がある。全てをアップフロントで固定し、提案するわけではなく、大きな枠組みを提案し、案件の進捗に応じて段階的に実現を図れば事足りると民は考えるからだ。一方公的主体は逆にアップフロントにできる限り確約を取り付けることを志向する。よって事業者選定の段階では都道府県等と民との間に齟齬は生まれうる。同様に国と都道府県・選定事業者の間でも整備計画の在り方に齟齬は生まれてしまう。リードタイムが長くなれば、環境も状況も条件も変わりうるわけで、事業投資評価に関し、判断時点で何を確定し、何をフロートさせるかに関しては実は日本の公的主体は得意ではない。この認識の食い違いが評価に現れることは往々にしてあり、今回の事案にもかかる側面がある。

- 地域同意要件、住民合意形成：

IR の実現への最大のハードルは議会における合意形成や住民合意の実現にある。計画から実現に至る迄、要所要所で市民に説明しつつ、議会の議決を経ない限り、何も進まない制度的前提があるからだ。カジノを含む IR には政策的には反対意見も多い。時間と手間をかけ住民合意を段階的に形成することが自治体にとっての必須の業務なのだが長崎県はこの点ではほぼパーフェクトの対応をしたといえるかもしれない。和歌山県は議会説得に失敗し、横浜市は政治的な対立から住民の信頼を棄損したことが案件形成の失敗に繋がった。選挙による首長交代により状況が激変した沖縄県、北海道等の事例もある。長崎県では新たな産業創出や観光振興、地域雇用増等 IR がもたらす政策メリットが多くの県民に支持されたという証でもあり、この緻密な取り組みは評価されるべきと考える。

- 区域認定に関わる審査・評価：

国による不認定の理由の一つとして、資金調達不安定性という指摘があった。当初の公開された事業計画では確かに、資本・負債とも基本的な方向性は明記されているが不明な点が多い。その後段階的に精緻化が図られたのであろうが、一般に開示された情報は殆ど存在しない。この過程で当初想定した出資者の顔ぶれが変わるとともに、融資主体もかなり変わったことが国により指摘されている。この結果、外形的な要件としての資金調達は名目的に達成されていたのだろう。但し、信頼性のある、安定的な資金で、熟度のある仕組みであったか否かは懸念があるところだ。金融市場においては金利や条件が良ければ投資家等より資金を名目的に集めることは不可能ではない。問題は、短期的な利益を志向し、Exit するヒットアンドランの投資家ではなく、中長期にわたり、地域への定着を志向

する資金種か否かであり、かかる資金の性格は重要な評価項目になる。融資金提供者のコミットメントは通常停止条件が付され、融資契約締結迄完璧な確約等存在しないのが通例だ。かつ IR の様に国内に実績の無い案件に関しては、融資者は高い出資比率を要求し、貸し出しも Equity First を要求する。まず出資者が全ての出資金を拠出し、その後から負債が貸し出されることになる。この意味では、融資金・融資者ではなく、出資者と出資金が明確、かつ安定的でなければ事業を支えられない構図になるといってもよい。安定的な資金拠出の仕組みには、コアとなる出資スポンサーが確固たる資金拠出を確約し、融資金拠出者が要求するコベナントや保証要求に対応できる資金力、財力、信用力がコアな出資者にあることが必要になる。出資者が複雑化し、輻輳的な顔が見えにくい出資の仕組み（ファンド等）になる場合、リスクへの強靱性は確実に弱くなり、不安定な資金と見做される可能性が高くなる。資金の長期的な安定性は事業自体の健全性の指標でもあり、これが不安定な構図は評価されないという論理も理解する必要がある。仕組み自体の熟度が不足していることもかかる評価に繋がった側面はあるが、勿論これには事業者固有の事情や事業環境の変化等の理由もあったのかもしれない。国の認定審査は、結果的に 20 ケ月となったが、コロナ禍であることを鑑みても時間がかかっており、少なくとも 20 ケ月以上もの期間をかける審査内容では到底ない。

● 今後とられるべき選択肢

長崎県・佐世保市による過去、現在に至る観光振興施策は適切な施策であり、その中における IR の位置づけと意義の重要性は変わらず、これを放棄する必要はない。一方、IR は制度的な枠組みとしては全国で三つ以内となっており、認定されたのは一件のみで、枠が余っている。理論的には、地方公共団体のニーズがある場合、国がこの残りの枠内で再度事業計画の提案を募る可能性が無いわけではない。勿論国は明示的にこの可能性に言及しておらず、複数の都道府県等の具体的要請・要望があれば、可能性はあるということに過ぎない。長崎県・佐世保市等の地元ではチャンスがあるならば再度 IR 提案を志向すべきとする意見もある模様だ。単純でないのは、国に提出する IR 事業計画とは個別の民間事業者の提案にロックインされており、一つの提案が不認定となった以上、同じ枠組みでの再チャレンジはありえない。一方、基本的な構想や大枠の方針は変える必要性も無いため、再度チャレンジする場合、検討の時間や手順は短縮できる。但し、HTB の土地を活用する前提をとる場合、利用の枠組みにつき HTB と再交渉が必要であると共に、これに伴い全体計画の修正も必要だ。大きな課題は案件に関心のある潜在的事業者・投資家を惹きつけることができる前提や枠組みを設けることができるか否か、効果的な競争環境を醸成できるかにある。国が政令要件の枠組みを変え、地方観光都市にとり、より競争環境を醸成し、実現の見通しがつきやすい制度の運用を認める場合、タイミング次第では再チャレンジも十分可能だ。但し、長崎県・佐世保市にとっての時間軸と費用対効果を十分考慮する必要がある。

令和5年「九州・長崎特定複合観光施設区域整備計画」に関する
審査委員会見解に対する分析

国際カジノ研究所
所長 木曾 崇

1. 前提

- 1.1. 令和5年12月22日に民間有識者からなる特定複合観光施設区域整備計画審査委員会（国交省内に設置）から「九州・長崎特定複合観光施設区域整備計画」に関する見解が開示された。
- 1.2. 「九州・長崎特定複合観光施設区域整備計画」は特定複合観光施設区域整備法（平成三十年法律第八十号。以下「法」という。） 第九条第一項の規定による区域整備計画の認定の申請にもとづき、観光庁より令和4年4月27日に申請が受け付けられていた。
- 1.3. 国土交通大臣は、IR整備法第9条第11項の規定に基づき、同項各号に掲げる基準に適合すると認めるときは、区域整備計画の認定をすることができるものとされている。国土交通大臣は、審査委員会の審査の結果に基づき、認定を受けることとなる区域整備計画の数が3を超えない範囲内で、優れた区域整備計画を認定するものとしている。
- 1.4. 国より事前に公示された審査の基準として要求基準（19項目）および評価基準（25項目）が示されており、要求基準は認定の前提として全項目の適合が必須となる事項、評価基準は要求基準の適合が認められた計画に対して行われる評価の基準である。評価基準は、7人の審査委員の採点の平均点を審査委員会の点数とし、合計点で600点以上（1000点満点）が認定の条件とされている。
- 1.5. 「九州・長崎特定複合観光施設区域整備計画」はこのうち、適合必須とされる要求基準を満たさないと審査委員会に判断され、評価基準による審査はなされないまま、審査委員会によって「基準に適合しないとすることが相当」との見解が示されることとなった。

2. 審査委員会による審査結果の内容

- 2.1. 審査委員会による見解では、「九州・長崎特定複合観光施設区域整備計画」に対して大きく「資金調達の不確実性」と「カジノ事業収益の活用によるIR事業の継続的な実施、カジノの有害な影響排除に関する措置の実施不確実性」が意見されている。
- 2.2. 「資金調達の不確実性」：まず、要求基準においては、「IR施設を設置するために必要となる資金を調達する見込みが明らかにされるなど、IR施設を確実に設置できる根拠について妥当性が認められるものでなければならない。」とされている。この点

に関し、審査委員会は「当初申請時から出資・融資予定者が大きく変わっていること」および「コミットメントレター¹の不明確さ」を挙げ、資金調達の確実性を裏付ける根拠が不十分であると指摘している。

- 2.3. 「カジノ事業収益の活用による IR 事業の継続的な実施、カジノの有害な影響排除に関する措置の実施」：この点について要求基準は、「カジノ事業の収益が設置運営事業の実施に活用されることにより、設置運営事業が一の設置運営事業者により一体的かつ継続的に行われると認められるものでなければならない。」とされている。これについて審査委員会は、大きく計画内に示されている CASINOS AUSTRIA INTERNATIONAL 社（以下 CAI 社）に関する事項と、計画そのものの出資者構成について意見している。
- 2.4. CAI 社は「九州・長崎特定複合観光施設区域整備計画」に対する出資参画予定者の中で唯一のカジノ運営経験のある事業者であるが、審査委員会はこの CAI 社に対しカジノ施設の設置運営実績は認めたものの、IR 施設の設置運営実績がなく、そのノウハウを有する企業として確認できないとの評価をしている。またその CAI 社においても、計画に対する出資割合が極めて小さく、コミットメントレターの確約度が十分でないとし、「CAI 等からノウハウ等の提供を受けるというだけでは（中略）カジノを含む IR 事業が適切かつ継続的に実施されると見込まれるだけの根拠に乏しい」との見解を示している。
- 2.5. また計画そのものの出資構成に関して、出資額の多くを投資会社等からのものが占めることを問題視し、投資家への利益還元が優先され、カジノ事業の収益を活用した IR 事業への還元やカジノの有害な影響の排除に関する措置が十分に行われるかどうかに懸念があるとしている。

3. 審査委員会の審査結果に対する技術的な見解

- 3.1. 「カジノ事業収益の活用による IR 事業の継続的な実施、カジノの有害な影響排除に関する措置の実施不確実性」評価に関して
 - 3.1.1. 審査委員会は「カジノ事業収益の活用による IR 事業の継続的な実施、カジノの有害な影響排除に関する措置の実施不確実性」の論拠として、計画に出資参画予定者である CAI 社の能力およびその出資比率を問題視し、また同様に予定出資額の多くを投資会社等が占めていることを各項目の実施不確実性として論じている。
 - 3.1.2. しかし「IR 事業者やその構成員が事業を確実に遂行できる能力、役割分担と連携があるかどうか」の評価は、事前に公示されている審査基準のうち「評価基準 20」に該当するものであり、本来別項目で審査がなされるべき基準を中心的な根拠として別基準内の項目が評価されていることには、審査事務上の瑕疵が存在する疑念があ

¹ コミットメントレター：資金調達の確実性を裏付ける客観的資料

る。本来この項目は、提出された計画そのものが、要求される「カジノ事業収益の活用による IR 事業の継続的な実施、カジノの有害な影響排除に関する措置の実施」に対して必要十分であるかを問う項目である。

- 3.1.3. 「IR 事業者やその構成員が事業を確実に遂行できる能力、役割分担と連携があるかどうか」の審査が認定の前提として適合が必須となる「要求基準」にあたるものであるならば、「評価基準 20」として事前公表されている「IR 事業者やその構成員が事業を確実に遂行できる能力、役割分担と連携があるかどうか」の項目は、本来要求基準の項目としても記載が必要ではなかったか。

3.2. 「資金調達の不確実性」評価に関して

- 3.2.1. 資金調達の不確実性に関して、審査委員会は「当初申請時から出資・融資予定者が大きく変わっていること」および「コミットメントレターの不明確さ」の 2 点を不相当評価の主な根拠としているが、この点に関しては「九州・長崎特定複合観光施設区域整備計画」が中心的な資金調達元とした投資会社の性質に対する審査委員会の不理解が否めない。

- 3.2.2. 我が国の IR 整備法およびその審査認定プロセスにおいては、申請者側の国に対する申込期限は定められていたものの、その審査の終了期限、もしくは認定可否の判断期限は当初より明示されて来なかった。また特に我が国で今回行われた一連の審査/認定は、コロナ禍の発生を受け申込期限そのものが当初予定（令和 3 年 1 月 4 日～令和 3 年 7 月 31 日）から 9 カ月間延期され、またその先の認定プロセスも速やかに進められるかどうか不明であった。

- 3.2.3. 一方で、投資会社は殆どの場合、多数の投資家より償還期限を定めて資金を預かり、その運用を受託している存在である。その様な投資会社の本来的性質において、当初計画より申込期限そのものが延長され、またコロナ禍の影響とは言え遅々として進められなかった認定プロセスに係る投資に関して「当初申請時から出資・融資予定者が大きく変わっていること」そのものは不可避な事象であるといえる。また、その様なプロジェクトに対して各投資会社から提出されるコミットメントレターも、銀行などが発行するコミットメントレターと比べると確度が低いものとなるのは必然である。

- 3.2.4. 審査委員会は「九州・長崎特定複合観光施設区域整備計画」が最終的に示した出資・融資予定者に関しても、「出資・融資条件が過去出資・融資予定者だったが撤退した企業から提出されたレターのものと同程度に不明確な内容にとどまっている」ことを「資金調達の確実性を裏付ける根拠が不十分」な理由として挙げている。しかし、先述の通り当初に計画された出資・融資予定者が「九州・長崎特定複合観光施設区域整備計画」から撤退せざるを得なかった理由は、償還期限を定めて資金を運用している投資会社の性質上、仕方がないものであり、上記のような理由で撤退した申

請時当初の出資・融資予定者と、審査最終時点で提出されている出資・融資予定者を同等に比較することは不適當である。また彼らから提出されたレターが「出資・融資条件が過去出資・融資予定者だったが撤退した企業から提出されたレターのものと同程度」であることを理由として、「資金調達の実性を裏付ける根拠が不十分」であると判断することも不適當である。

- 3.2.5. さらに言えば、今回「九州・長崎特定複合観光施設区域整備計画」の提出者側は、先述の様な投資環境を鑑み、4,383 億円の投資計画に対して、その 2 倍を超える約 1 兆円分のコミットメントレターを準備していると発表されており（2024 年 1 月 24 日、毎日新聞報）、資金調達の確実性を高めている。ところが審査委員会は資金調達の確実性に関する評価において、この様に行われている資金調達上の確実性を高める施策をその評価に一切含めることなく、前出の通り「当初申請時から出資・融資予定者が大きく変わっていること」および「コミットメントレターの不明確さ」のみをもって提出された計画の評価を行い、申請された計画を「基準に適合しないとすることが相当」とする判断を行っている。これら一連の評価において、審査委員会が前提となる投資会社を中心とした資金調達の性質に対する正しい理解を前提にその評価を行ったかどうか疑念を持たざるを得ない。
- 3.2.6. このように不確実性の高いプロジェクトに対し、投資会社を中心に資金調達を行うプロジェクトにおいては、上記の通り必要調達額の枠を上回るレターを獲得し、資金調達に関する安定性を高める施策は、諸外国における IR 開発においても一般的に行われる資金の調達手法である。今回示されている審査委員会による見解はそのような投資会社を通じた資金調達を評価しない、もしくは評価する能力を有していないと表しているに等しい内容である。もし国として、もしくは審査委員会として投資会社からの調達を評価しない、もしくは銀行等からの調達よりも低い評価を行うのだという方針があったのであれば、当初から公示されている募集要項の中でそれらが明記されているべき事項ではなかったか。その点においても審査事務上の瑕疵の存在を疑わざるを得ない。

4. 論評：当該審査結果が与える今後の影響

4.1. IR 設置運営実績のある事業者に関して

- 4.1.1. 審査委員会は、「九州・長崎特定複合観光施設区域整備計画」に唯一参加した CAI 社を IR の設置運営の実績について十分に確認できず、また IR 事業への資金的関与が十分であるとは言い難いと評価をしている。CAI 社は、ラスベガスやマカオなどを本拠とする IR 事業者と比べると確かに大型の施設開発の経験が少ない事業者ではあるが、ヨーロッパ最大のカジノ企業として過去 35 カ国で、215 のカジノやエンターテインメント施設を開設してきた長い歴史と実績を持つ企業である。審査委員会が今回、我が国における特定複合観光施設区域の認定において、これ以上の実績を

保有する事業者との強いパートナーシップ関係が必要であることを示した点は今後の我が国の特定複合観光施設区域認定において非常に強いメッセージとなる。

- 4.1.2. 我が国で行われた第一次の特定複合観光施設区域整備計画認定は「全国最大3か所」と定められている枠の中で2件の申請しか集まらず、最終的に令和5年4月に国による認定が行われた大阪1件のみという不調に終わった。この原因の一つとなるのが、上記審査委員会が志向するようなIR設置運営実績のある大手事業者の多くが、我が国のカジノ市場への参入に対して興味関心を失ってしまっていることにある。しかし、この様な我が国の状況はあくまで我が国特有の問題に起因するものであるということに憂慮が必要である。
- 4.1.3. 国際的なカジノもしくはIR産業は、既にコロナ禍前の経済状況にほぼ回復している状況にあり、マカオ、シンガポールのような既存市場における追加設備投資は元より、米国NY州、アラブ首長国連邦、タイなど、我が国と同様に新規にライセンスの発行を予定／検討している国や地域において、国際的に展開する事業者達は活発な投資意欲を示している。我が国のIR／カジノ市場は、経済規模、人口規模、国際観光客数、既存ギャンブル消費規模のなどいずれの指標においても、その他市場と同等以上の評価を得るものであり、「市場そのもの」の潜在性としては上記、活発な投資意欲を集めている市場と遜色ないものである。しかし、多くのIR設置運営実績のある大手業者が我が国への参入意欲を失っているのは「市場そのもの」の潜在性ではなく、我が国固有の制度的問題がそこに存在するであろう点は否めない。
- 4.1.4. 我が国のIRを巡る制度的な問題点は、カジノ税率が諸外国と比べて相対的に高い設定であるにも関わらず、一方で運営開発を行う業者に求める設備投資への行政からの期待値が高すぎるなど様々言われてきたが、それ以外にも複合的に存在する。
- 4.1.5. 特に今回「九州・長崎特定複合観光施設区域整備計画」に関連して、上で指摘を行った「長期・複雑化した認定プロセス」そのものの問題も大きい。今回の審査にあたり長崎県が設置運営事業予定者の選定に当たり九州・長崎特定複合観光施設区域整備の実施方針を公表したのが令和3年1月でありそして最終的にその可否が決定したのが令和5年の年末である。もちろんその期間中にコロナ禍を挟みスケジュールが先送りになった影響もあるが、それを差し引いたとしても我が国のIR認定のプロセスは地方自治体と国の認定がレイヤーとして別れ、また特に国側の審査においては審査期間を明確に定めず、いつその結果が示されるのかも明示されていない。
- 4.1.6. この様なプロジェクトに対し特に償還期限を定めて資金を預かり運用を受託している投資会社は、銀行等が出すのと同等のコミットメントレターを示すことは当然ながら難しい。更には、今回「九州・長崎特定複合観光施設区域整備計画」で見られたように、この不確実性を回避するために行われる「予定投資額を大きく上回る出資・融資予定者を集める」施策を国が評価しないのであれば、今後、我が国のIR開発において投資会社等からの出資は望めないものとなる。

- 4.1.7. 今回行われた一連の特定複合観光施設区域の募集で最終的に唯一認定を受けることとなった大阪特定複合観光施設区域整備計画は偶々銀行を中核として資金調達を行う計画であったが、世界的にはこのように銀行を中心として調達を行う IR 開発は近年それほど多くなく、殆どのプロジェクトが寧ろ投資会社を中心に必要資金の調達を行うものである。この点において、今回の特定複合観光施設区域の募集で示された結果は、今後、我が国で同様の募集が行われる場合において非常に大きな課題を残したと言ってよいであろう。

5. 総括

- 5.1. 今回国より示された「九州・長崎特定複合観光施設区域整備計画」の委員会の審査内容およびその結果は、本来、認定審査の基準として事前公表されるべき内容に不備が見られる他、審査委員会自体が投資会社の性質を正しく理解していないなど、いくつかの問題点が見られるものであった。現在、国土交通省は、法律上最大3とされる特定複合観光施設区域の認定の残余枠に対して計画の再募集が行われる可能性を否定していない。しかし、今回の一連の委員会審査において発生した幾つかの問題は改善が必要となるものであり、また特に投資会社を巡る環境に関しては、改善がなき場合には次回募集においても再び不調が発生し得る根源的な問題であると考えられる。
- 5.2. 我が国のカジノおよび IR 産業は、現時点においては大阪に一つだけ認定された事業体に対し、観光庁、カジノ管理委員会、特定複合観光施設区域整備推進本部、および大阪府／市と多数の行政機構が列をなし、そこに所属する 200～300 名とも言われる公務員の大半が文字通り単一の事業体に「ぶら下る」²状態となっている。この様な歪な産業構造の中で、我が国のカジノおよび IR 業界において今後、健全な公民関係が構築されるとはとても思えない状況にある。この状況を改善するためには、法定上定められた残り 2 枠の認定を追加で行うことが必要となるが、その前提として本ディスカッションペーパーで示された課題も含め、改めて我が国の IR 規制およびその審査/認定の在り方に関して論議、見直しを行う必要があるだろう。

本文書に関するお問い合わせは：国際カジノ研究所 higashitani@internationalcasino.jp まで

² 特定複合観光施設区域整備法第九十二条第2項は「カジノ管理委員会が行うカジノ施設に関する秩序の維持及び安全の確保を図るための必要かつ合理的な施策に要する費用のうち当該カジノ事業者負担にすることが相当なものの額としてカジノ管理委員会が定める額」をカジノ事業者へ納付させるものとしており、この中にはカジノ管理委員会の経費も含まれるとされる。